

# ルネッサながと

(山口県民芸術文化ホールながと・ながと総合体育館)

## 指定管理者業務仕様書

令和2年9月

長門市経済観光部 観光政策課

## 目 次

1	施設の概要	1
2	管理業務の基準	3
3	指定管理料の交付等	6
4	利用料金	7
5	事業報告等	8
6	協定	8
7	管理体制	9
8	物品管理	9
9	リスク分担	9
10	その他留意事項	10

この業務仕様書は、山口県の公の施設である山口県民芸術文化ホールながと及び長門市の公の施設であるながと総合体育館（以下「ルネッサながと」という。）に関する指定管理による管理業務の内容及びその水準等を示すものです。

## 1 施設の概要

### (1) 施設の目的

- ・ルネッサながとのコンセプト 観る・創る・育てる
- ・ルネッサながとの運営ポリシー 楽しい・ふれあう・質が高い

ルネッサながとを拠点として、一人ひとりが文化を享受し、文化を育み、文化を創り出すことができる環境づくりを進めます。

また、伝統文化の継承・発展と新たな文化の振興を図り、真に豊かさを実感できる社会の形成と進展に寄与するために、次の事業に取り組みます。

#### ① 芸術文化鑑賞事業

劇場の特性を最大限活かした高度な芸術文化を提供するとともに、伝統芸能、音楽及び演劇等が鑑賞できる場を提供します。

#### ② 芸術文化協働・支援及び育成事業

地域の伝統芸能の保存・継承を支援し、文化基盤の拡大及び住民参加による文化の創造に努めます。

#### ③ スポーツ事業

アリーナを使用して、スポーツイベント等を開催することができます。

#### ④ 人材育成事業

地域文化を担う人材や団体の育成を図るため、各種研修事業を実施します。

#### ⑤ 文化情報発信事業

芸術文化の発信拠点として、文化情報ギャラリーを活用した各種イベントを実施するとともに、情報誌・インターネット等によりイベント情報や文化情報等を全国発信します。

#### ⑥ 貸館事業

地域住民の文化事業やスポーツ活動による交流や各種イベントの貸館事業を行います。

### (2) 名称

ルネッサながと（山口県民芸術文化ホールながと・ながと総合体育館）

### (3) 所在地

山口県長門市仙崎10818番地1

### (4) 開館時期

平成12年（2000年）3月4日

### (5) 施設概要

- ① 敷地面積 36,339㎡
- ② 延床面積 12,556.01㎡
- ③ 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造

## (6) 施設内容

### ●山口県民芸術文化ホールながと

#### ○文化ホール

- ◇客席数 576 席 (花道使用時 522 席 文楽廻し使用時 564 席)  
 棧敷席 42 席 親子席 5 席 車椅子席 5 席 2 階席 184 席 合計 812 席
- ◇舞台 49m×18m すのこ高さ 20m  
 舞台機構 大迫り 小迫り 船底迫り 花道迫り すっぽん迫り  
 廻り舞台 (8 間 直径 14.544m) 文楽廻し 可動プロセニウム 奈落
- ◇吊物機構 電動式吊物 16 台 手動式吊物 39 台
- ◇可動式パネルにより様々な展示空間のプランが可能

#### ○会議室

- ◇大会議室約 80 人収容 (8mx12m)
- ◇中会議室約 50 人収容 (7.5mx9m)

#### ○リハーサル室

- ◇16m×14m

#### ○楽屋

- ◇小 2 室 (洗面・トイレ・浴室・4 人収容)
- ◇中 2 室 (洗面・トイレ・シャワー付・12 人収容)
- ◇大 2 室 (洗面・トイレ・シャワー付・25 人収容)
- ◇浴室 2 室
- ◇スタッフ控室
- ◇楽屋事務室
- ◇楽屋トイレ
- ◇洗濯室

#### ○文化情報ギャラリー

- ◇展示スペース (9m×30m)
- ◇収蔵庫
- ◇倉庫
- ◇荷捌室

### ●ながと総合体育館

#### ○メインアリーナ 45m×34m

- ◇バレーボール 3 面
- ◇バスケットボール 2 面
- ◇バドミントン 10 面
- ◇卓球 15 面
- ◇テニス 2 面
- ◇観客席 (固定席) 804 席
- ◇電動式バトン 4 台

#### ○軽運動室兼研修室 22m×13.5m

#### ○トレーニング室 23.5m×7.5m

◇エアロバイク ルームランナー フィットネス器具  
トレーニング器具等 21 種類 39 台

○更衣・シャワー室

- ◇更衣室 男女各 1 室
- ◇コインロッカー約 140 人分
- ◇シャワー8ブース(男女各 4 ブース)

○選手控室

- ◇控室 1 55.9 m<sup>2</sup> 控室 2 30.5 m<sup>2</sup>

○その他

- ◇館長室 41.4 m<sup>2</sup> 事務室 146.4 m<sup>2</sup> 幼児室 20.1 m<sup>2</sup>
- ◇レストラン 56 席

## 2 管理業務の基準

### (1) 管理に関する基本的考え方

- ① ルネッサながとの基本理念が十分に達成されるよう適切な管理を行うこと。
- ② 住民の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ることができるよう、適正な運営に努めること。
- ③ 効率的な運営に努め、管理に係る経費の縮減を図ること。
- ④ 利用者が常に安全にかつ安心して施設の利用を図ることができるよう、適切な維持管理を行うこと。
- ⑤ 管理を行う上で知り得た利用者の個人情報保護及び防犯、防災その他緊急時の対策について、適切な措置を講ずること。
- ⑥ 地方自治法その他関係法令、山口県民芸術文化ホール条例、山口県民芸術文化ホール規則、長門市体育館条例、長門市体育館条例施行規則等を遵守すること。

### (2) 事業に関する業務の基準

#### ① 事業の企画及び実施

ア 歌舞伎、文楽等の優れた文化芸術の鑑賞機会の提供や文化活動の支援及び発表機会の提供に努めること。

[文化事業の実施要件]

文化事業については、年間概ね 30 事業を実施してください。またこの中で、施設の最大の特徴である特殊な舞台機構を利用した古典芸能に関する自主事業を必ず実施してください。また、市民ボランティアや市民団体が自主企画する共催事業に複数回取り組むとともに、県民や市民が行う文化活動に対する支援や、自らが参加・発表する場の提供、子どもたちが文化・芸術活動に親しむ機会を提供することを目的とする事業を 2 事業以上実施してください。

イ 次代を担う人材の育成に積極的に努めること。特に、こどもが文化・芸術活動に幼年期から親しむことができるような仕組みづくりを進めること。

ウ 子育て家庭が文化事業に親しむ際の負担を軽減するため、入場料の優遇、託児サービス等の利用促進策を実施すること。

エ 文化事業の企画段階から文化団体、教育機関、行政等が協働して文化振興を図ることができるようなシステムの構築に努めること。

オ 文化事業の実施に際し、各種助成金、協賛金など外部資金の積極的な活用に努めること。

カ スポーツ振興を図るために、スポーツ事業（イベント等）を企画、実施することができる。

### (3) 施設の運営に関する業務の基準

#### ① 開館日

1 2月29日から翌年の1月3日までの間を除き、毎日開館します。

なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、山口県知事及び長門市長の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができます。

#### ② 開館時間

午前9時から午後10時までとします。

なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、山口県知事及び長門市長の承認を得て、開館時間を変更することができます。

#### ③ 施設使用の許可

##### ア 基本的考え方

公の施設は、住民の福祉向上のための施設です。使用の許可にあたっては、恣意的な判断を排除し、県民(市民)が平等に利用できるよう努めてください。

##### イ 許可の基準

次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可はできません。

一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 ルネッサながとの管理上支障があると認められるとき。

##### ウ 許可の取消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取消し、又はその使用を拒むことができます。

一 条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

二 指定管理者の指示に従わないとき。

##### エ 使用の許可に係る事務等

###### a 具体的事務

- ・使用申込予約の受付、調整（来館）
- ・使用申込の受付（使用許可申請書の受理）
- ・使用許可書及び施設利用料金請求書の発行
- ・利用料の徴収、還付、減免の決定等
- ・使用上の打合せ（使用上の注意説明と準備、片付けの説明）
- ・利用者への助言、指導
- ・施設使用計画の管理、調整
- ・館内案内や各種問い合わせ、要望、苦情及びトラブルへの対応

###### b 留意事項

- ・使用許可書の発行に係る事務は迅速に行うこと。

- ・使用者に対する「利用の手引き」を作成すること。

※参考資料（１）「使用申込等の基準」を参照

④ 施設の利用促進に向けた取組

文化・スポーツ活動を行う県民（市民）や文化・スポーツ団体等の幅広い利用に供するとともに、教育機関、文化芸術関連事業者等の定期的な施設利用を働きかけるなど、施設の利用促進に向けた積極的な取組を行ってください。

⑤ 自動販売機等の設置

施設内に自動販売機等を設置する場合は、文化ホールについては山口県、アリーナについては長門市の行政財産目的外使用許可を受けて設置します。この場合の使用料は山口県又は長門市の収入となります。現在、自動販売機は９台設置されています。

自動販売機の所有、設置管理、故障発生時の対応、商品の補充等及び売上代金の回収等の業務を他者に行わせようとする場合は、事前に委託事業者の選定方法等について山口県又は長門市と協議を行います。

自動販売機の設置に係る利益については、指定管理者の収入となります。利益については、原則として指定管理業務に活用し、経費の縮減や事業の充実を図っていただきます。

なお、施設利用者に対する食事提供業務等を行うレストランについては、施設の本来業務として使用することとなるため、行政財産の目的外使用の対象とはなりません。

⑥ レストランの運営

ルネッサながとは、利便性向上のためレストランを設置しており、施設利用者に対するサービスの一環として食事提供業務を行っていただきます。レストラン運営については、事業者を募集していただき業務委託することも可能です。なお、光熱水費の徴収など施設管理上必要な事項については、山口県及び長門市と連絡調整を行うこととします。現在、「レストランテ・アンジェラ」が受託者となり食事提供業務を行っています。

⑦ 施設案内パンフレットの作成

施設案内等に使用するパンフレットを作成し、施設見学者への対応や関係施設等への配布を行います。

（４）施設及び設備の維持管理に関する業務の基準

① 維持管理業務の内容

ルネッサながとの指定管理者が維持管理を行う業務は、参考資料（２）「維持管理業務一覧」のとおり

② 警備業務

事故等の非常時に、関係機関への連絡など迅速、適切な措置を講ずること。

③ 防災業務

火災等の非常時に、関係機関への連絡など迅速・適切な措置を講ずること。

（５）その他の業務

① ホームページの管理・運営

ルネッサながとの文化事業や施設利用のPRのため、ホームページを開設し、主催事業や貸館事業の公演案内、施設の利用案内や利用料金などの情報を提供しています。現在のホームページ状況については、以下を参考にしてください。

<http://www.renaissance-nagato.jp/>

② 情報誌の発行等

情報誌の発行等により、ルネッサながとで企画・実施する文化事業等に関する情報提供を行っています。現在は、文化情報誌「ルネッサながと文化情報誌」を年3回発行し、情報提供を行っています。

③ 友の会の運営

ルネッサながとで行う自主事業を対象に、チケットの優先予約や割引購入ができる会員組織「友の会」（令和元年度会員数：591人）を、引き続き運営していただきます。

④ ルネッサながとの運営等に関し提言等を行う委員会の設置・運営

有識者等で構成する委員会を設置・運営し、専門的な立場からの助言、提言をうけることで、ルネッサながとの効率的な運営や文化事業等の計画、円滑な遂行等に活用していただきます。

○協議事項

- ・文化事業等、企画立案に関すること。
- ・文化ホール及びアリーナの利用促進に関すること。
- ・その他ルネッサながとの管理及び運営に関すること。
- ・その他目的を達成するために必要な事項

⑤ 各種協議会への加入

公立文化ホールに関する共通の問題の研究。情報の収集や各文化ホールとの連携を図るため、公立文化施設協議会（全国・県）に加入していただきます。

⑥ 個別施設計画策定業務補助

「山口県公立施設等マネジメント基本方針（H27年3月策定）」に基づき、今後策定が必要となる個別施設計画策定のための調査、建物診断等に係る業務補助を行っていただきます。

### 3 指定管理料の交付等

(1) 指定管理料の額

指定期間中における指定管理料の総額（上限額）を「包括協定」において定め、各年度の指定管理料は、業務内容の変動等を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で、「年度協定」を締結して決定しますので、指定管理者は、各年度の事業計画書、収支予算書等を前年度の8月末までに山口県及び長門市に提出してください。

(2) 指定管理者の利益に関する取扱い

指定管理者の収益の拡大やコスト削減に向けた自主的・主体的な取組（以下「経営努力」という。）により生じた利益は、指定管理者の利益としますが、その額が指定管理者の収益規模や利用者の負担等に照らして、あまりに過大であると認められる場合（下記①参照）、当該の利益については、指定管理者は、山口県及び長

門市と協議の上、下記②の中から適当な方法を選択し利益を還元するものとします。

① 過大な利益の額の算出方法

(算式) 過大な利益の額 (< 0 の場合は 0) =  $A - B \times 0.2$

A : 指定管理者の経営努力により生じた利益の総額 (経営努力により生じた利益の認定は、指定管理者が自らその根拠を示すものとします。)

B : 利用料金の収入総額 (光熱水費など実費相当額を徴収する利用料金の収入額を除き、利用料金の単価が条例上の基準額と異なる場合は、基準額で徴収したと仮定して算出した収入額によります。)

② 利益還元の方法

ア 後年度における欠損金の発生に備えた内部留保(基金の積立等の方法により、業務の終了又は廃止の時点で残額がある場合は、山口県及び長門市へ納付)

イ 施設利用促進のための事業やサービス向上のための公益事業、施設改善等の実施

ウ 当該年度又は当該翌年度における指定管理料の減額

エ 山口県及び長門市への納付

③ 指定管理者の経営努力により生じた利益以外の利益

指定管理者の経営努力により生じた利益以外の利益については、上記②の取扱いに準じ、指定管理者は利益を還元することとします。

ただし、本来行うべき業務を行わなかったため費用が減少し、利益が生じたと認められる場合にあっては、当該年度又は当該翌年度の指定管理料を減額する方法によります。

(3) 収支報告

会計年度終了後、45日以内に収支報告を行ってください。

(4) 経理規定

指定管理者は経理規定を定め、経理事務を行ってください。

(5) 現地検査

山口県及び長門市は、必要に応じて、施設、各種帳簿等の現地検査を行うこととします。

## 4 利用料金

(1) 利用料金の設定

指定管理者は、山口県民芸術文化ホール条例及び長門市体育館条例に定める利用料金の基準額の0.8倍から1.2倍の範囲内で、文化ホールについては山口県知事、アリーナについては長門市長の承認を受けて利用料金を設定することができます。

(2) 利用料金の額

現行の利用料金の額は、参考資料(3)「現行の利用料金」のとおりです。

なお、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、割引料金等を設定することができます。

### (3) 利用料金の減額及び免除

指定管理者は、山口県及び長門市が定めた基準に従い施設利用料金を減額します。また、山口県及び長門市が定めた減免の基準に該当する場合及び指定管理者が公益上特に必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、減免を行うことができます。指定管理者の判断で減免を行う場合は、山口県及び長門市と事前に協議を行っていただきます。

なお、減免等による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

### (4) ルネッサながと使用規程の作成

利用料金の算定方法や納付方法の詳細については、別途「ルネッサながと使用規程」を定めることとします。

※参考資料(1)「使用申込等の基準」を参照

## 5 事業報告等

(1) 指定管理者は、毎年度事業終了後45日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、山口県及び長門市に提出してください。

- ① 文化事業等の実施状況
- ② 使用の許可等の状況
- ③ 利用料金の収入及び減免の状況
- ④ 維持管理業務の実施状況
- ⑤ 管理体制の状況
- ⑥ 管理に係る収支状況
- ⑦ その他管理に関し山口県及び長門市が必要と認める事項

(2) 指定管理者は、翌月の10日までに業務報告書を作成し、山口県及び長門市に提出してください。書式については、別途「協定」において定めます。

## 6 協定

山口県、長門市及び指定管理者は、協議に基づき三者による協定を締結します。協定は指定期間を通じての基本的事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

(1) 包括協定において定める事項

- ① 管理業務の内容に関する事項
- ② 指定期間に関する事項
- ③ 指定管理料に関する事項
- ④ 事業計画書に関する事項
- ⑤ 事業報告書に関する事項
- ⑥ 個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 情報公開に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ リスク分担に関する事項

⑩ その他山口県及び長門市が必要と認める事項

(2) 年度協定において定める事項

① 当該年度に山口県及び長門市が支払う指定管理料に関する事項

② その他山口県及び長門市が必要と認める事項

## 7 管理体制

(1) ルネッサながとの管理業務について、総括的な責任を持ち、利用者や外部に対してルネッサながとを代表する管理責任者(館長に相当する職)を指定してください。

(2) 文化事業等の企画・実施、総合案内、施設使用の受付、舞台操作、機械設備の保守管理及び施設の清掃等を円滑に実施するため、必要な有資格者や経験者等適正な職員配置に努めるとともに、各種業務における責任体制を確立するようにしてください。

(3) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配置するとともに、利用者の要望に十分応えられるものとしてください。

(4) 職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めるようにしてください。

## 8 物品管理

(1) 指定管理者が指定管理料又は利用料金収入で購入した備品は、原則として指定管理者の所有に属します。

(2) 指定管理者は、山口県及び長門市の所有に属する備品について備品台帳を備え、その管理に係る備品を整理し、廃棄等の異動事項について遅滞なく山口県及び長門市に報告するものとします。

## 9 リスク分担

(1) 山口県、長門市及び指定管理者のリスク分担は、おおむね参考資料(4)「リスク分担表」のとおりとし、詳細は、山口県、長門市及び指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、予め定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場合は、山口県、長門市及び指定管理者が協議の上、対応を決定するものとします。

(2) 事故・火災等による施設・備品の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次的責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに山口県及び長門市に報告するものとします。

(3) 施設に対する火災共済保険は山口県及び長門市の責任で付保しますが、施設賠償責任保険等については、指定管理者が加入することとします。なお、保険範囲については別途協定で定めます。

## 10 その他留意事項

(1) 再委託の禁止

管理業務を一括して第三者に委託することは禁止します。なお、保守点検業務、維持修繕業務等については、山口県及び長門市の承諾を得た上で委託することとします。

(2) 報告・調査・指示への対応

山口県及び長門市は、ルネッサながとの管理の適正を期するため、定期又は必要に応じ、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

(3) 指定の取消し

指定管理者が山口県及び長門市の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは、一部の停止を命ずることがあります。

(4) 個人情報の保護と情報公開

- ① 業務上知り得た個人情報については、山口県個人情報保護条例（平成 13 年山口県条例第 43 号）及び長門市個人情報保護条例（平成 17 年長門市条例第 13 号）により、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる必要があります。

また、ルネッサながとの管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできません。

なお、協定において定める予定としている「個人情報の適正な取扱いを確保するために指定管理者が講ずべき措置」の内容は、参考資料（5）「個人情報取扱特記事項」のとおりです。

- ② 県民（市民）が利用する公の施設の管理であることを認識し、山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 18 号）及び長門市情報公開条例（平成 17 年長門市条例第 12 号）により、その保有する情報（ルネッサながとの管理業務に係るものに限る。）の公開に関する規程を定め、これに基づき情報を公開するよう努めてください。

(5) 文書の管理・保存

ルネッサながとの管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等については、山口県公文書取扱規程（昭和 28 年山口県訓令第 21 号）及び長門市文書取扱規程（平成 17 年長門市訓令第 5 号）等に準じて、別途文書の管理に関する規程を定め適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、山口県及び長門市の指示に従って引き渡していただきます。

(6) 賃館業務等の引き継ぎ

令和 3 年 3 月 31 日以前において、既に使用申込のあった賃館使用や実施が決定している事業については、原則として現在の管理受託者から引き継ぐこととし、その方法については、別途協議します。

なお、令和 3 年 4 月 1 日以降で現在の管理受託者の予約事業は 5 事業となって

います。

(7) その他

長門市から寄託の次の備品を管理してください。

- ① 紙人形一式
- ② 和太鼓一式
- ③ 殿敷侃作品 18点
- ④ その他の文化財